4	１番　　八　木　　亮　三　　議員 ①　人権を守るためのパートナーシップ制度の必要性について 　同性同士を含む、パートナー関係でありながら法的に婚姻ができない二人を行政が夫婦と同等の関係であると認めるパートナーシップ制度は、これにより夫婦・家族でないと受けられない官民の様々なサービスを受けられるようにするものです。世界約３０か国で認められている同性婚が日本では法的に認められていないからこそ必要な、ＬＧＢＴを中心とする当事者の人権を守るために地方自治体の判断で行いうる、そして行うべき応急的措置であるにも関わらず、これまで２年間、２度にわたる当該制度の導入を求めた私の一般質問に対して町長は「同性婚の法制化の動向を注視する」という、そもそもの制度の意義と必要性を理解していない答弁を繰り返してきました。「まずは住民の理解が進んでから」と言いながら何ら指標も計画も持たない漠然とした答弁も、人知れず悩み苦しむ当事者の気持ちを真剣に考えたものとは思えません。理解を深めるべきは住民ではなく、行政とその長である町長です。 　導入自治体が続々と増えたこの２年間で、町長と長与町の行政の、パートナーシップ制度についての意識や考え方に少しでも変化があったのか、それともいまだ何も変わっていないのか、以下質問いたします。 （１）令和元年１２月の一般質問の際、総務課長より「パートナーシップ制度の導入自治体と非導入自治体との地域間格差も懸念される。６月に（婚姻平等）法案の提出もなされて現実味を帯びている同性婚の法制化をしばらく待ちたい」との答弁があったが、現実にはその後も同性婚が現実味を帯びたとはとうてい言い難く、また、２年前にはパートナーシップ制度の導入済みまたは導入予定・検討中の自治体を合わせて全国７８自治体、人口カバー率では日本の人口の約２９％だったものが、２０２１年１０月現在では全国２０９自治体、総人口の約６４％にまで増加している。「地域間格差を懸念する」のであれば、制度利用が可能な人口が過半数を超える今、導入していない自治体の方がこの社会の動向に合わせ、同制度を導入することが格差解消になると思うがどうか。 （２）パートナーシップ制度が導入されたとしても当事者がそれを利用できるようになるだけであり、当事者でない人には何ら不利益はない。この２年間でこれだけ急速に拡大しているのはそれが今の時代と社会、国民が求める進化だからである。救われる人はいても不利益を被る人はいない人権救済の施策であるにも関わらず、頑なに導入をしないこと自体が行政による性的マイノリティへの差別であると考えるがどうか。町長の見解を問う。 （３）来年度から順次実施される本町中学校の制服選択制は性的マイノリティの生徒への配慮も踏まえてのものと思うが、パートナーシップ制度も同様に性的マイノリティの人々のための制度であるにも関わらず「町民が理解を深めるのが先」「周知や町民を交えた議論が必要」と繰り返し答弁し、導入を考えようとしない。制服は選択制にしてもいいがパートナーシップ制度は認めないというような声が長与町民の中にあるのか。この差の根拠は何か。 ②　長与・時津シルバー人材センターへの補助金について 　平成３０年に交わされた本町と時津町との間での「公益社団法人　長与・時津シルバー人材センター協定書」において、２町の補助金の割合は「均等割５０％　６０歳以上人口割５０％」と定められており「臨時又は特別の各町補助金」についてもそれに準じるものとされています。しかし、今年度一般会計補正予算第１号で予算計上されたシルバー人材センター事務局長の報酬を引き上げた分の補助金は、長与町だけが支出しており、時津町は案分（支出）していません。当該予算について

	の委員会審査での質疑において、本町を定年退職した職員を事務局長に任用するにあたり長与町が全額支出するという説明がありましたが、協定書に基づかない恣意的な支出・案分がなされることは、協定書の意味をなくすもので、公金の支出の仕方として不透明かつ不公正な、大きな問題だと思います。この件に関連し、以下質問いたします。 （１）なぜ協定書にない負担の仕方になったのか。その経緯および今回の負担・支出方法に問題はないと考えているのかを聞く。 （２）当該補正予算審査の委員会質疑の中で「令和４年度の当初予算の協議の際に令和３年度の分も含めて協議し時津町にも理解を求める」という答弁があったが、どうなったか。 （３）公益社団法人は税制の優遇などがある反面、行政庁の認定を得るなど厳しい条件がある。その公益社団法人の事務局長職を行政が職員の再任用先とし、あまつさえそのために他の再任用職と同等の額に報酬を上げることは天下り・癒着と思われても仕方ないが、何ら問題ないと考えるか。今後も同様のことを続けるのか。